

令和 3 年度

奈井江町寿公園 指定管理者募集要項

令和 3 年 9 月 1 6 日

奈 井 江 町

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び奈井江町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年条例第 1 号）に基づき、公の施設である奈井江町寿公園の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

|           |                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施 設 の 名 称 | 寿公園                                                                                                                              |
| 施設の所在地    | 奈井江町字奈井江 745 番地 1 外                                                                                                              |
| 施 設 の 概 要 | 施 設 の 内 容：多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場）<br>（有料施設）<br>多目的広場（芝サッカー場）（有料施設）<br>パークゴルフ場（有料施設） 外<br>敷 地 面 積：51,000 平方メートル<br>施設の見取図：資料 1 のとおり。 |

2 申込資格

（1） 団体であること。（法人格の有無は問わない。）

（2） 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者。

イ 破産者（破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 2 条第 4 項に規定する破産者をいう。）で復権を有しない者。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、奈井江町における一般競争入札等の参加を制限されている者。

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により奈井江町又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから 3 年を経過しない者。（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合は除く。）

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者。

カ 奈井江町における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用するもの。

キ 国税及び地方税を滞納している者。

（３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている団体又は、その代表者及び団体構成員ではないこと。

（４） グループによる応募

ア 複数の団体により構成されたグループ（共同事業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、同一施設のグループによる応募の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に応募することはできません。

イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は各構成団体について（２）の資格が必要になります。

エ グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行について、グループ全体として連帯して責任を負うものとします。また、グループの目的や運営に関わる事項について各構成団体が合意した旨を記した書面（様式 2）を別途提出していただきます。

### 3 申込期間

#### (1) 受付期間

令和3年9月16日（木）から令和3年10月20日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

### 4 申込書類

#### (1) 申込書（様式1）

※ グループで応募する場合、申込書（様式1）、共同企業体協定書（様式2）、グループ応募構成書（様式2-1）

#### (2) 申込資格を有していることを証する書類

| 申込資格     |             |           | 書類の内容                                                       |
|----------|-------------|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 2(1)     | 法人の場合       |           | ・ 法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）<br>・ 団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類 |
|          | 法人格のない団体の場合 |           | ・ 団体の規約及び構成員名簿                                              |
| 2(2)ア及びイ | 法人の場合       |           | 不要                                                          |
|          | 法人格のない団体の場合 |           | ・ 代表者の身分証明書                                                 |
| 2(2)ウ及びエ |             |           | ・ 2(2)ウ及びエに該当しない旨の申立書（様式3）                                  |
| 2(2)キ    | 国税及び地方税     | 納税義務がある場合 | ・ 納税証明書（未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの）                 |

| 申込資格 |  |           | 書類の内容             |
|------|--|-----------|-------------------|
|      |  | 納税義務がない場合 | ・その旨を記載した申立書（様式3） |

※ グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

（3） 管理業務の計画書（様式4－1、4－2）

（4） 管理に係る収支計画書（様式5－1、5－2）

（5） 団体の経営状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに寿公園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

（6） 団体の活動内容等を記載した書類

- ・事業報告書（作成している場合のみ）
- ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ・類似施設の管理運営実績（様式6）

※ 上記（5）（6）についてグループで応募する場合は構成団体分も提出してください。

- ・緊急時における体制（様式7）

（7） 提出部数

提出部数 （正本1部、写し1部）

## 5 管理運営の考え方

施設の詳細、仕様書については、別紙資料によるものとします。

（1） この施設の性格

パークゴルフ場は町内外の多くの愛好者に親しまれており、芝サッカー場は町外団体の利用や大会の会場としても利用されています。町民の憩いの場として、又はレクリエーション及びスポーツ活動の場として、効率的かつ効果的な運営と同時により一層の利用を図られることが期待される施設です。

## (2) 供用期間

| 種 別                                   | 供用期間               | 備考                              |
|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------|
| 多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場）<br>多目的広場（芝サッカー場） | 5月1日から<br>10月31日まで |                                 |
| パークゴルフ場                               | 5月1日から<br>11月15日まで | 毎週月曜日は休みとし、月曜日が祝日の場合は、翌日を休みとする。 |

## (3) 開場時間

| 種 別                                   | 開場時間                |
|---------------------------------------|---------------------|
| 多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場）<br>多目的広場（芝サッカー場） | 午前9時から<br>午後9時まで    |
| パークゴルフ場                               | 午前8時30分から<br>午後5時まで |

※ 上記供用期間・開場時間については、利用実績等を踏まえ、指定管理者と町が双方協議を行い変更を行う場合があります。

## (4) 公園の利用の制限に関する事項

ア 奈井江町寿公園条例（平成16年条例第3号。以下「寿公園条例」といいます。資料2）第4条各号に定める場合には、有料施設の利用の承認をすることはできません。

イ 寿公園条例第13条第1項各号に定める場合には、利用許可等の条件を変更し、有料施設の利用の停止を命じ、又は利用許可等を取り消すことができます。

(5) 公園の利用の許可について

ア 制限行為の許可

寿公園条例第6条の規定に基づき、許可等を行ってください。

利用料金については、(6)を参照にしてください。

イ 有料施設の利用許可

寿公園条例第7条第2項に基づき、許可等を行ってください。

利用料金については、(6)を参照にしてください。

(6) 利用料金について

ア 利用料金制度の採用

寿公園においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、寿公園条例別表第3(1)及び(3)に定める範囲内において、指定管理者が、町長の承認を得て決定します。

(7) 奈井江町個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、奈井江町個人情報保護条例（平成17年条例第9号）第40条の規定により施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、本町と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日に本町と締結する協定において、本町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(8) 奈井江町行政手続条例の適用について

指定管理者は、奈井江町行政手続条例（平成9年条例第4号）第2条第4号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(9) 奈井江町公文書公開条例の適用について

指定管理者には、奈井江町公文書公開条例（平成9年条例第42号）第18条の規定により、公文書公開の努力義務が課せられるほか、後日に本町と締結する協定において、本町から管理業務に関する文書等の提出の要求

があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

## 6 管理運営業務

### (1) 寿公園の維持及び管理

住民が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難などの事故・事件の予防等の施設の維持及び管理

### (2) 制限行為に関する許可及び変更許可

寿公園条例第6条第1項各号に定める制限行為について、同項の許可及び同条第2項による変更許可

### (3) 有料施設の使用許可

寿公園条例第7条第2項に基づく使用許可

### (4) 上記許可に係る利用料金の収受

### (5) 上記業務に付随する業務

### (6) その他、災害等予期せぬ事態が生じた場合、町からの求めに応じ適切な施設管理上の対策を講じること。

## 7 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

## 8 添付資料

### (1) 施設の内容（資料1）

### (2) 寿公園利用実績（平成30年度～令和2年度）（資料2）

### (3) 奈井江町寿公園条例（平成16年条例第3号）（資料3）

### (4) 奈井江町公の施設の使用料減免条例（平成15年条例第19号）（資料4）

### (5) 積算参考資料（資料5）

### (6) 協定書(案)（資料6）

## 9 選定基準

申込資格を有する申込者の中から、下記の選定基準（配点）の評価項目に基づく総合得点方式により、施設の管理を行うに最も適当と認められる団体を指

定管理者となるべき相手方として選定委員会において選定します。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(15点)

ア 施設の設置目的等との適合性

- ①施設の設置目的や指定管理者に期待する役割を理解し、基本方針、事業目標に反映されているか。
- ②奈井江町が示した管理に関する基本的方針と提案内容が合致されているか。
- ③団体の基本的経営理念や運営方針が公の施設の管理運営ということとの適合性かどうか。

イ 利用者の平等な利用の確保

- ①施設における平等利用の確保の方針や取組項目について、適正か。
- ②事業内容等が一部の町民、団体に対して不当に利益の制限又は優遇するものになっていないか。

ウ 利用者に対するサービスの向上

- ①サービスの向上のための適切な取組が提案されているか。(幼児や高齢者、障がい者への配慮、はじめての人も利用しやすいような配慮など)
  - ②利用者ニーズを適確に把握し、管理運営に反映させる提案となっているか。
  - ③窓口・受付業務の体制や利用者への対応等について適切に考えられているか。
  - ④トラブルや苦情処理の対応策について、適切な取組が提案されているか。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。(10点)

ア 施設の最大限効果的な管理運営

- ①利用促進に関する基本的な考え方や自主事業実施の考え方が適切か。
- ②利用者数の目標設定について、適切に考えられているか。また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。
- ③年間の広報計画の内容について、効果的な施設や事業の周知・PRなど利用促進を図る具体的提案となっているか。
- ④委託事業、自主事業の実施に係る目標設定について、適切に考えられて



いるか。また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。

- ⑤複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。

- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(25 点)

ア 施設の適切な維持及び管理

- ①安全、安心な施設管理や災害・事故等に対する体制・対策など適切な施設の維持管理の考え方となっているか。また、効率的な管理運営についての方策が提案されているか。

- ②第三者に対する委託業務の適正確保について、適切に考えられているか。

- ③記録・報告・評価についての考え方は適切か。また、評価結果を見直し・改善につなげていく方策について提案されているか。

- ④利用者満足度に係る目標設定について適切に考えられているか。また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。

イ 管理費用（自主事業を除く）の縮減

- ①維持管理経費の縮減を図るための方策が提案されているか

- ②現実的な経費見積りがなされているか。

- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(30 点)

ア 施設の管理運営に必要な人員配置等

- ①適切かつ安定的な施設の管理運営を行うための組織体制や責任者の配置について考えられているか。

- ②適切な職員の配置となっているか。必要な職員の採用や確保の方策は適切になされているか。

- ③職員の指導育成や研修体制について適切に計画されているか。（定期的な研修会等の開催など）

- ④業務に関連する専門的な知識を有する経験者又は資格保有者が配置されているか。

イ 緊急時等の対応について（別紙様式第7号）

- ①夜間・休日等、緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制になっている

か。（緊急時に対応できる町内または近隣市町に拠点となる事務所・責任者等の配置）。

ウ 団体等の経営の規模及び能力等

①施設の収支計画書が適切かどうか。また、事業計画との整合性は図られているか。

②資金管理に関する規定の整備など事故防止の仕組みなど適切に考えられているか。

③安定的な施設の管理運営を行っていくため、財務状況は良好となっているか。また、財政基盤や債務の状況などはどうか。

④これまで施設等の管理運営の実績があるか。また、その実績はどうか。

⑤複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。

(5) その他 (20 点)

ア 従業員の地元雇用や町内業者の活用

①従業員の積極的な地元雇用や町内業者を活用されているか。

イ 地域の経済効果等に配慮した事業の実施計画

②地産地消や地元調達が配慮され、公の施設の管理運営が地域の経済へ波及効果を期待できる事業計画であるか。

○評価項目・配点

| 選定の基準                                                      | 審査項目                 | 評定点<br>(A) | 比重<br>(B) | 配点<br>(A×B) |
|------------------------------------------------------------|----------------------|------------|-----------|-------------|
| (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること                      | 施設の設置目的等との適合性        | 5          | 1         | 5           |
|                                                            | 利用者の平等な利用の確保         | 5          | 1         | 5           |
|                                                            | 利用者に対するサービスの向上       | 5          | 1         | 5           |
| (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること                                | 施設の最大限効果的な管理運営       | 5          | 2         | 10          |
| (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること                | 施設の適切な維持及び管理         | 5          | 2         | 10          |
|                                                            | 管理費用（自主事業を除く）の縮減     | 5          | 3         | 15          |
| (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること | 施設の管理運営に必要な人員配置等     | 5          | 2         | 10          |
|                                                            | 緊急時等の対応について          | 5          | 2         | 10          |
|                                                            | 団体等の経営の規模及び能力等       | 5          | 2         | 10          |
| (5) その他                                                    | 従業員の地元雇用や町内業者の活用等    | 5          | 2         | 10          |
|                                                            | 地域の経済効果等に配慮した事業の実施計画 | 5          | 2         | 10          |

## 10 管理運営に要する経費

### (1) 修繕・改修等

#### ア 修繕実施

管理物件（施設及び物品）の修繕の実施について、1件あたり50,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとし、50,000円を超える修繕は町と協議を行った上、町で負担します。

また、指定管理者が行う修繕料基本額（年額）を下記のとおり定めます。

○修繕料基本額

| 施設名称 | 修繕料基本額（年間） |
|------|------------|
| 寿公園  | 50,000円    |

イ 指定管理者が実施した修繕費用（実績額 50,000円（年間）以下）の清算

- ①年度中に指定管理者が支出した修繕費用の実績額が、修繕料基本額を下回り余剰金が発生した場合は、指定管理者は余剰金を繰越して修繕料留保金として管理する。
- ②年度中に指定管理者が支出した修繕費用の実績額が、修繕料基本額を超過し、不足額が発生した場合は、翌年度に町から指定管理者へ不足額を補てんします。
- ③当該年度に不足額が発生した時点で、繰越された修繕料留保金がある場合は、不足額に修繕料留保金を振り替えて相殺する。
- ④指定期間最終年の不足額または余剰金の清算は、指定期間満了時点で清算することとする。

（２）燃料費・電気料

燃料費及び電気料（以下「燃料費等」という。）の著しい変動による場合により、奈井江町の管理運営の額を変更する。この場合において変更する管理費用の額とその他の必要な事項は、双方協議により別に定める。

（３）備品の調達及び帰属

奈井江町が備え付けた備品は、指定管理者に無償で貸与します。

ただし、指定管理者の責任により滅失・毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとします。

指定管理者が指定管理料において備品を調達した場合の備品は、奈井江町に帰属し、指定管理者の負担により任意に調達した備品については、指定管理者に帰属します。

(4) リスク分担について

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりです。また、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合には、双方協議によるものとします。

| 種 類                        | 内 容                                                                                                  | 負 担 者 |           |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|
|                            |                                                                                                      | 町     | 指定<br>管理者 |
| 物価変動<br>(燃料費・電気料は<br>除く)   | 人件費物品費等物価変動に伴う経費の増                                                                                   |       | ○         |
| 金利変動                       | 金利の変動に伴う経費の増                                                                                         |       | ○         |
| 周辺地域・住民<br>及び施設利用者<br>への対応 | 地域との協調                                                                                               |       | ○         |
|                            | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応                                                              |       | ○         |
|                            | 上記以外                                                                                                 | ○     |           |
| 不服申立                       | 指定管理者が行った公の施設を利用する管理に関する処分への異議申し立て                                                                   | ○     |           |
| 法令の変更                      | 施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更                                                                                   | ○     |           |
|                            | 指定管理者に影響を及ぼす法令変更                                                                                     |       | ○         |
| 税制度の変更                     | 施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更                                                                                   | ○     |           |
|                            | 一般的な税制変更                                                                                             |       | ○         |
| 政治、行政的理由による事業変更            | 政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担                 | ○     |           |
| 不可抗力                       | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能 | 協議事項  |           |

| 種 類      | 内 容                                             | 負 担 者 |           |
|----------|-------------------------------------------------|-------|-----------|
|          |                                                 | 町     | 指定<br>管理者 |
| 書類の誤り    | 仕様書等自治体が責任を持つ書類の誤りによるもの                         | ○     |           |
|          | 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの                      |       | ○         |
| 資金調達     | 経費の支払い遅延（自治体→指定管理者）によって生じた事由                    | ○     |           |
|          | 経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由                     |       | ○         |
| 備品の更新    | 指定管理者の管理瑕疵に基づく備品の更新                             |       | ○         |
|          | 指定管理者の管理瑕疵に基づかない備品の更新                           | 協議事項  |           |
| 施設・設備の修繕 | 1 件につき 5 万円以下の修繕                                |       | ○         |
|          | 1 件につき 5 万円を超える修繕                               | ○     |           |
| 資料等の損傷   | 管理者としての注意義務を怠ったことによるもの                          |       | ○         |
|          | 上記以外の理由による場合                                    | ○     |           |
| 第三者への賠償  | 指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合                  |       | ○         |
|          | 上記以外の理由により損害を与えた場合                              | ○     |           |
| セキュリティ   | 警備不備による情報漏洩、犯罪発生                                |       | ○         |
| 事業終了時の費用 | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用 |       | ○         |

## 1 1 その他

### (1) 様式及び資料のダウンロードについて

この募集要項及び募集要項に関係する様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。また、町の条例規則についても、町のホームページ上から例規集データベースにおいて閲覧することができます。

奈井江町ホームページ：<http://www.town.naie.hokkaido.jp>

### (2) 選定結果等の公表について

申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

## 1 2 募集スケジュール

### (1) 申請受付期間 令和3年9月16日（木）～10月20日（水）

### (2) 現地説明会・事前説明会 令和3年9月30日（木）

事前の申し込みが必要です。（次頁問い合わせ先に申し込みください。）

### (3) 第1次審査【指定管理者選定委員会による応募書類の書面審査】

10月中旬

### (4) 第2次審査【指定管理者選定委員会による第1次審査通過者（別途通知）を対象としたプレゼンテーションによる面談審査】

11月上旬 ※別途通知します。

### (5) 指定管理者の指定の議会議決 12月中旬

### (6) 指定管理者協定書の締結 3月中旬

### (7) 指定管理業務の開始 令和4年4月1日

## 1 3 募集要項に関する質問

募集要項等に関する質問を「指定管理者募集要項等に関する質問票（様式8）」により、以下のとおり受け付けます。

### (1) 受付期間 令和3年10月1日（金）～10月8日（金）

### (2) 提出場所 奈井江町総務課管財情報係

### (3) 提出方法 持参提出、メールまたはFAXによる提出とします。

### (4) 回答期限 令和3年10月13日（水）

1 4 申し込み・問い合わせ先

北海道空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

奈井江町役場総務課管財情報係

電話 0125-65-2111

F A X 0125-65-2809

メールアドレス kanzai@town.naie.lg.jp